

## 令和4年度第1回神奈川県行政不服審査会議事録

- 1 日時 令和4年4月13日(水) 10:00～11:30
- 2 場所 波止場会館3階 中会議室
- 3 出席者 飯島委員、泉委員、磯部委員、板垣委員、大関委員、小坪委員、常岡委員、西本委員、三浦委員

### 4 概要

(開会に先立ち、水谷政策部長から各委員に委嘱状の交付を行った)

#### (1) 開会

事務局が開会を宣言し、会長が選出されるまで事務局が進行を務めることを報告し、本審査会の議事について公開することを決定した。

#### (2) あいさつ

水谷政策部長が開会あいさつを行った。

#### (3) 委員紹介

各委員が自己紹介を行った。

#### (4) 議事

##### ア 会長互選

委員の互選により常岡委員を会長に選出した。

##### イ 会長職務代理者の指名

常岡会長が三浦委員を会長職務代理者に指名した。

##### ウ 部会構成員の選任

(資料5に基づいて事務局から説明)

原案のとおり、第1部会は磯部委員、小坪委員、西本委員、第2部会は泉委員、板垣委員、三浦委員、第3部会は飯島委員、大関委員、常岡委員とすることで決定した。(委員から特段の異論なし)

##### エ 部会長互選

第3部会については、神奈川県行政不服審査会条例第8条第1項により会長が部会長を兼ねるため、常岡会長が部会長となる。第1部会及び第

2部会については、各部会の委員の互選により、第1部会については小坪委員を、第2部会については三浦委員を部会長に選出した。

#### オ 部会長職務代理者の指名

第1部会は小坪部会長が磯部委員を、第2部会は三浦部会長が板垣委員を、第3部会は常岡部会長が大関委員を、それぞれ部会長職務代理者に指名した。

#### カ 令和4年度以降の諮問案件の各部会への割振り

(資料6に基づいて事務局から説明)

令和4年度以降の諮問案件の各部会への割振りに関して、現在の配らん基準を引き続き採用することを決定した。(委員から特段の異論なし)

#### 【意見交換】

(飯島委員)

配らん基準の話からは少し逸れるが、第3部会で主に取り扱っている特別児童扶養手当案件に関して抱いている問題意識をこの場で共有したい。それは、部会審議において、審査医の判断が厳しいのではないかと思っても、医学に関しては専門的知見を有していないため、その判断を基にした処分を覆すのはなかなか難しい場面があり、悩みながら対処しているということである。

(磯部委員)

この点、神奈川県行政不服審査会条例第5条の「専門委員」制度を活用することも考えられるのではないか。

(常岡会長)

専門委員を置いたとしても、その一人の意見だけでは公平性が担保できないのではないかという議論もあり、そうすると複数人から意見聴取しなければならないが、職務の性質上引き受け手を見つけるのが困難であり、導入にはハードルが高い面がある。

(飯島委員)

参考までに、部会審議の過程で、認定診断書の書きぶりについて、主治医へ問合せを行ったということはあった。

(事務局)

過去には、部会の委員が現場の医師へ出向き、特別児童扶養手当に係る診断の実務についてヒアリングしたこともある。

本日の意見を踏まえて、事案によっては、第三者の医師へ意見聴取するなどの対応が取れないか、事務局としても検討していきたい。

(5) 報告事項

ア 神奈川県行政不服審査会年次報告（令和3年度）

（資料7に基づいて事務局から説明）

【意見交換】

(板垣委員)

令和3年度に諮問された児童虐待防止法案件の2件は、どのような処分に対する審査請求だったのか。

(事務局)

面会・通信制限処分に対するものであった。

(磯部委員)

処分庁への付言の伝達状況を見ると、R2-144は、審査庁から処分庁へ付言が伝わっていないようである。

(事務局)

審査会会長名で、審査庁あてに、付言の裁決への反映等については配慮を依頼しているところであるが、最終的には審査庁の判断となってしまう。

(磯部委員)

審査請求手続は、権利救済のみならず、行政の適正な運営の確保という目的もあることからすると、付言が処分庁へ伝達されていない状況は看過できないため、このことを審査庁へ改めて伝えていただきたい。

(事務局)

承知した。

イ 「行政不服審査法の改善に向けた検討会 最終報告」

（資料8に基づいて事務局から説明）

## 【意見交換】

(板垣委員)

この最終報告は、全国一律で検討されているところ、私の所感としては、神奈川県審査請求手続の体制は、全国の自治体の中でもかなりしっかりしている。審査請求件数が多いこともあり、平成28年の新制度発足から年数を経るにつれて、システムティックに運用できるようになっていると思う。

(三浦委員)

最終報告では、「今後、特に積極的な改善を図るべき事項」として、「運用マニュアルに沿った手続の徹底」が挙げられており、これは当然行われるべきだと思う。

その上で、行政不服審査法の趣旨に即した形で、上記4(4)カの意見交換で言及のあった医師への診断実務についてのヒアリングなどといったマニュアルを超えた積極的な審査体制についても望まれるものだと考える。

(常岡会長)

最終報告で提示されている課題解決のための様々な方策というのは、今後、国が主導して進めていくという理解でよいのか。

(事務局)

行政不服審査法の見直し規定を受けて設置された検討会の最終報告が出たということで、総務省からは、今後この報告を踏まえて同省において何らかの措置を講じ、各自治体にも示す見込みであると聞いている。

## (6) その他

本日の議事録の取扱いについて確認した。

## (7) 閉会

常岡会長が閉会を宣言した。

以上